

火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査等により、火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

駿東伊豆消防本部では、火災予防上の命令を行い公示している建物等の所在地、名称等を利用する方や近隣の方々の安全のためにお知らせしています。

▶ [命令を受けている防火対象物及び危険物一覧表](#)

○ 命令を受けている防火対象物

現在、命令を受けている危険物施設等はありません。

命令防火対象物

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
命令を受けた者の氏名	
命令事項	
命令日	
管轄消防署	

○ 命令を受けている危険物施設等

命令危険物施設等

危険物施設の所在地 又は貯蔵（取扱）場所	静岡県伊豆の国市北江間 1489 番地の 1
危険物施設の名称 又は危険物の類別、品名、数量	新光洋電機有限会社：製造所（昭和 53 年 3 月 15 日 田 消指令第 53-12 号） 新光洋電機有限会社：移動タンク貯蔵所（平成 28 年 11 月 10 日 駿伊消組指令第 28-62 号）
命令を受けた者の氏名	新光洋電機有限会社 代表取締役 坂井 由弘
命令事項	製造所（昭和 53 年 3 月 15 日 田消指令第 53-12 号） は、危険物の規制に関する政令第 9 条の技術上の基準に 適合するまでの間、使用を停止すること。 移動タンク貯蔵所（平成 28 年 11 月 10 日 駿伊消組指 令第 28-62 号）は、危険物の規制に関する政令第 15 条の 技術上の基準に適合するまでの間、使用を停止すること。
命令日	令和 5 年 4 月 17 日
管轄消防署	田方中消防署